

# 弁理士法施行規則

全部改正 1969.06.16 商工部令 第 263 号	1995.12.30 通商産業部令 第 027 号
1971.06.02 商工部令 第 351 号	全部改正 1999.06.08 産業資源部令 第 061 号
1974.02.08 商工部令 第 417 号	2000.07.08 産業資源部令 第 105 号
1975.12.01 商工部令 第 465 号	2006.11.09 産業資源部令 第 373 号
1978.11.24 商工部令 第 549 号	2009.07.03 知識経済部令 第 84 号
1980.12.31 商工部令 第 621 号	2011.06.29 知識経済部令 第 191 号
1983.12.29 商工部令 第 690 号	2012.06.01 知識経済部令 第 252 号
1987.11.24 商工部令 第 724 号	2012.12.31 知識経済部令 第 277 号
1988.11.17 商工部令 第 735 号	一部改正 2014.01.29 産業通商資源部令 第 47 号
1989.06.22 商工部令 第 742 号	一部改正 2016.09.01 産業通商資源部令 第 214 号
1991.03.05 商工部令 第 762 号	一部改正 2017.05.11 産業通商資源部令 第 257 号
1992.10.30 商工部令 第 787 号	一部改正 2019.05.08 産業通商資源部令 第 332 号

**第 1 条(目的)** この規則は「弁理士法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第 2 条(集合教育)** ①「弁理士法施行令」(以下“令”という。)第 2 条第 1 項第 1 号による集合教育(以下“集合教育”という。)の内容は、別表のとおりである。

②令第 2 条第 3 項各号のいずれかに該当する機関(以下“集合教育機関”という。)は、特許庁長の承認を受けた集合教育計画を集合教育開始 30 日前まで公告しなければならない。

③集合教育機関は、集合教育を履修した者に、別表による項目別履修時間を記した集合教育修了証を発行しなければならない。

④集合教育機関は、集合教育実績、修了者名簿等に関する資料を集合教育を終えた日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第 1 項から第 4 項までで規定した事項外に、集合教育に関する事項は、特許庁長が定めて告示する。

**第 3 条(現場研修)** ①令第 2 条第 5 項各号のいずれかに該当する機関(以下“現場研修機関”という。)は、令第 2 条第 1 項第 2 号による現場研修(以下“現場研修”という。)対象者を指導することができる人材を保有しなければならない。

②現場研修機関は、現場研修を受けた者に別紙第 1 号書式の現場研修確認書を発給しなければならない。

③特許庁長は、実地研修の実態を点検し指導することができる。

④第 1 項から第 3 項までで規定した事項外に、現場研修に関する事項は、特許庁長が定めて告示する。

**第4条(実務修習の不認定)** 令第2条第6項第2号で“産業通商資源部令で定める事由”とは、次の各号のいずれかに該当する事由をいう。

1. 実務修習の出席管理が非常に不実で実務修習を受けたことを証明することが難しい場合
2. 実務修習履修実績が特許庁長が定めて告示する基準に満たない場合
3. 現場研修で実習しなければならない業務として特許庁長が定めて告示した事項を実習していない場合

**第4条の2(弁理士資格証)** ①「弁理士法」(以下“法”という。)による弁理士資格のある者が弁理士資格証の発給を受ける又は再発給を受けようとする場合には、別紙第1号の2書式の申請書に次の各号の区分による事項を添付し特許庁長に提出しなければならない。

1. 発給を受けようとする場合。ただし、法律第6225号の弁理士法一部改正法律附則第3項及び法律第13843号の弁理士法一部改正法律附則第3条により、弁理士資格を持つ者はイ目に該当する事項のみ添付する。

イ. 写真(申請日前6ヶ月以内に帽子を脱いで撮った、上半身カラー写真で規格は横3.5センチメートル、縦4.5センチメートルにする。以下同じ)1枚

ロ. 第2条第3項による集合教育修了証の写本1部

ハ. 第3条第2項による現場研修確認書の写本1部

ニ. 弁護士資格者である場合は、弁護士の資格を証明できる書類1部

ホ. 弁護士資格者のうち、理工系分野の学士学位以上を取得した者の場合、これを証明できる書類1部

2. 再発行を受けようとする場合:写真1枚

この場合、特許庁長は第1項第1号ロ目またはハ目による書類の真偽を確認するために必要な場合、集合教育機関または現場研修機関に確認を要請することができる。

②特許庁長は第1項の規定による申請を受けたならば、別紙第2号書式及び別紙第3号書式の弁理士資格証を発給しなければならない。

③特許庁長は第2項の規定により、弁理士資格証を発行したときには別紙第4号書式の弁理士資格証発給台帳にその事実を記録しなければならない。

**第5条(受験願書)** ①法第4条の2の規定による弁理士試験(以下「試験」という。)に受験しようとする者は「韓国産業人力公団法」の規定により設立された韓国産業人力公団(以下「韓国産業人力公団」という。)が定める受験願書を韓国産業人力公団に提出しなければならない。

②削除<2014.1.29>

**第6条(弁理士登録申請書等)** ①法第5条第1項の規定により弁理士登録を申請しようとする者は、別紙第5号書式の申請書に次の各号の書類を添付し、法第9条の規定により設立された大韓弁理士会(以下「弁理士会」という。)に提出しなければならない。

1. 写真1枚

2. 削除

②弁理士会は、法第3条各号のいずれかに該当する者が弁理士登録を申請する場合には、弁理士資格を弁理士資

格証発給台帳を通じて確認しなければならず、確認が困難な場合には申請人にその資格証写本の提出を要求することができる。

③令 10 条第 2 項の弁理士登録簿は別紙第 6 号書式に従い、弁理士登録証は別紙第 7 号書式に従う。〈改正 2014.1.29〉

④令 10 条第 3 項の規定による登録事項の変更通知は別紙第 8 号書式に従う。

⑤弁理士登録をした者は登録証を失ったり、登録証が古びて使えなくなったときには弁理士会に弁理士登録証の再発給を申請することができる。

#### 第 7 条(実務修習) 削除

#### 第 8 条 削除 〈2011.6.29〉

#### 第 9 条 削除 〈2011.6.29〉

第 9 条の 2(登録取消の申請) 法第 5 条の 3 第 2 号の規定による登録取消の申請は別紙第 8 号書式に従う。

第 10 条(弁理士登録料) 法第 6 条の規定による弁理士登録料は 20 万ウォンとする。

第 11 条(開業等の申告) 法第 6 条の 2 第 2 項の規定による弁理士の開業等の申告は別紙第 8 号書式に従う。

第 11 条の 2(法人設立認可申請書等) ①法第 6 条の 3 第 2 項前段及び第 6 条の 12 第 2 項前段の規定による法人設立認可申請又は法第 6 条の 10 第 1 項の規定による組織変更申請は別紙第 9 号書式に従う。

②令第 14 条第 3 項の法人認可台帳は別紙第 10 号書式に従い、特許法人設立認可書は別紙第 11 号書式に従う。

③令第 16 条の 2 第 3 項の法人認可台帳は別紙第 10 号書式に従い、特許法人(有限)設立認可書は別紙第 11 号の 2 書式に従う。

第 11 条の 3(定款変更認可申請) 法第 6 条の 3 第 2 項後段及び第 6 条の 12 第 2 項後段の規定による定款変更認可申請は別紙第 12 号書式に従う。

第 11 条の 4(所属弁理士の申告及び変更申告) 法第 6 条の 4 第 2 項及び第 6 条の 13 第 2 項の規定による所属弁理士の申告及び変更申告は別紙第 8 号書式に従う。

第 11 条の 5(解散申告) 法第 6 条の 9 第 2 項及び第 6 条の 20 第 2 項の規定による法人の解散申告は別紙第 12 号の 2 書式に従う。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項の規定による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書を確認しなければならない。

[本条新設 2014.1.29]

第 12 条(委員会出席通知) 法第 16 条の規定による弁理士資格・懲戒委員会(以下「委員会」という。)の委員長は、令第 20 条第 2 項の規定により弁理士が委員会に出席し意見を陳述することができるよう、出席期日 7 日前までに、

別紙第 13 号書式の出席通知書を送付しなければならない。

**第 13 条(懲戒議決の通知)** 令第 21 条の規定による懲戒議決の通知は別紙第 14 号書式の懲戒議決通知書に従う。

#### 付 則

- ①(施行日) この規則は、公布した日から施行する。
- ②(弁理士登録料に関する適用例) 第 10 条の改正規定は、この規則施行後最初に登録することから適用する。

#### 付 則[2000.7.8]

- ①(施行日) この規則は、公布した日から施行する。但し、第 2 条第 1 項及び別紙第 1 号書式の改正規定は 2001 年 1 月 1 日から施行する。
- ②(弁理士資格自動取得者の弁理士資格証の交付申請等に対する適用例) 従前の法(法律第 6225 号弁理士法中の改正法律により改正される前の法律)第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者が弁理士資格証の交付を受けたり再交付を受けようとする場合には、第 2 条第 1 項及び別紙第 1 号書式の改正規定にかかわらず従前の規定による。

#### 付 則[2006.11.09]

この規則は、公布した日から施行する。

#### 付 則<第 84 号、2009.7.3>

この規則は、公布した日から施行する。

#### 付 則<知識経済部令第 191 号、2011.6.29>

この規則は、公布した日から施行する。

#### 付 則<2012.06.01>

この規則は公布した日から施行する。

## 付 則&lt;知識経済部令第 277 号、2012.12.31&gt;

この規則は、公布した日から施行する。

## 付 則&lt;産業通商資源部令第 47 号、2014.1.29&gt;

第 1 条(施行日) この規則は 2014 年 1 月 31 日から施行する。

第 2 条(他法令の改正) ①デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項後段のうち「弁理士法」第 6 条の 3 の規定による法人(以下“特許法人”という。)の構成員になったり、特許法人”を「弁理士法」第 6 条の 3 の規定による特許法人、第 6 条の 12 の規定による特許法人(有限)の構成員になったり、特許法人・特許法人(有限)”とし、“特許法人を”を“特許法人・特許法人(有限)を”とする。

第 17 条の 2 第 4 号、第 19 条第 2 号及び第 24 条の 13 第 3 号のうち「特許法人」を各々「特許法人・特許法人(有限)」とする。

別紙第 1 号書式から別紙第 3 号書式まで及び別紙第 7 号書式から別紙第 9 号書式までのうち「特許法人」を各々「特許法人・特許法人(有限)」とする。

②商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項後段のうち “「弁理士法」第 6 条の 3 の規定による法人(以下“特許法人”という。)の構成員になったり、特許法人”を “「弁理士法」第 6 条の 3 の規定による特許法人、第 6 条の 12 の規定による特許法人(有限)の構成員になったり、特許法人・特許法人(有限)”とし、“特許法人を”を “特許法人・特許法人(有限)を”とする。

第 39 条第 1 項第 4 号、第 56 条第 2 項第 4 号、第 59 条第 4 号、第 61 条第 2 項第 4 号・第 3 項第 4 号及び第 82 条第 3 号のうち “特許法人”を各々 “特許法人・特許法人(有限)”とする。

別紙第 1 号書式、別紙第 2 号書式、別紙第 4 号書式から別紙第 6 号書式まで、別紙第 24 号書式、別紙第 25 号書式、別紙第 27 号書式及び別紙第 31 号書式から別紙第 33 号書式までのうち “特許法人”を各々 “特許法人・特許法人(有限)”とする。

③実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第 13 条の 4 第 6 号のうち “特許法人”を “特許法人・特許法人(有限)”とする。

別紙第 1 号書式のうち “特許法人”を各々 “特許法人・特許法人(有限)”とする。

④特許権等の登録令施行規則の一部を次のように改正する。

第 59 条第 5 号のうち “特許法人”を “特許法人・特許法人(有限)”とする。

別紙第 14 号書式から別紙第 29 号書式までのうち “特許法人”を各々 “特許法人・特許法人(有限)”とする。

⑤特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項後段のうち “「弁理士法」第 6 条の 3 の規定による法人(以下“特許法人”という。)の構成員になったり、特許法人”を “「弁理士法」第 6 条の 3 の規定による特許法人、第 6 条の 12 の規定による特許法人(有限)の構成員になったり、特許法人・特許法人(有限)”とし、“特許法人を”を “特許法人・特許法人(有限)を”とする。

第 42 条第 4 号、第 48 条第 2 項第 4 号、第 54 条第 6 号、第 54 条の 4 第 6 号、第 67 条第 3 号及び第 106 条の 16 第 4 項第 3 号のうち “特許法人”を各々 “特許法人・特許法人(有限)”とする。

別紙第 1 号書式から別紙第 5 号書式まで、別紙第 5 号の 2 書式、別紙第 7 号書式から別紙第 14 号書式まで、別紙第 18 号書式から別紙第 22 号書式まで、別紙第 22 号の 2 書式、別紙第 23 号書式から別紙第 25 号書式まで、別紙第

29号書式、別紙第29号の2書式、別紙第30号書式、別紙第30号の2書式、別紙第31号書式から別紙第34号書式まで及び別紙第57号書式から別紙第59号書式までのうち“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

**付 則<産業通商資源部令第214号、2016.9.1>**

この規則は、公布した日から施行する。

**付 則<産業通商資源部令第257号、2017.5.11>**

この規則は、公布した日から施行する。

**付 則<産業通商資源部令第332号、2019.5.8>**

この規則は、公布した日から施行する。